

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則（第1号）……………2
- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第2号）……………2
- 秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則（第3号）……………14
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則等の一部を改正する規則（第4号）……………15
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）……………15

教 委 規 則

- 秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則（第1号）……………15
- 秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則（第2号）……………15
- 秋田市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則（第3号）……………16

告 示

- 納税通知書の公示送達について（第22号）……………16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第23号）……………16
- 放置自転車等の撤去および保管について（第24号）……………16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第25号）……………17
- 市議会定例会の招集について（第26号）……………17
- 住民票の職権消除について（第27号）……………17
- 出納員への委任について（第28号）……………17
- 放置自転車等の撤去および保管について（第29号）……………17
- 行旅死亡人の取扱いについて（第30号）……………18
- 生活保護法による介護機関の指定について（第31号）……………18
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第32号）……………18
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第33号）……………18

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）……………19
- 教育委員会臨時会の招集について（第3号）……………19

選 管 告 示

- 平成19年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第2号）……………19

- 平成19年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第3号）……………19

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第3号）……………19

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第2号）……………19
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第3号）……………19
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第4号）……………19
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第5号）……………20
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第6号）……………20
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第7号）……………20
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第8号）……………20
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第9号）……………20
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第10号）……………20
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第11号）……………20
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第12号）……………21
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第13号）……………21
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第14号）……………21
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第15号）……………21

公 告

- 入札参加希望者の公募について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………23
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について……………23
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25
- 旧秋田市役所職員保養所たつこ荘の公売の一般競争入札について……………26
- ポリオ予防接種の実施について……………26
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………26
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………27
- 入札参加希望者の公募について……………27
- 入札参加希望者の公募について……………28
- 入札参加希望者の公募について……………29
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………31
- 開発行為に関する工事の完了について……………31
- 建築基準法による道路の指定について……………32

- 都市計画の変更について……………32
- 都市計画の変更について……………32
- 入札参加希望者の公募について……………32
- 農用地利用集積計画の策定について……………33
- 入札参加希望者の公募について……………33
- 入札参加希望者の公募について……………34
- 入札参加希望者の公募について……………35
- 入札参加希望者の公募について……………36
- 入札参加希望者の公募について……………37
- 入札参加希望者の公募について……………38
- 入札参加希望者の公募について……………39
- 都市計画臨港地区の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………40
- 入札参加希望者の公募について……………40
- 入札参加希望者の公募について……………41
- 入札参加希望者の公募について……………43

上下水道局公告

- 平成18年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…44
- 一般競争入札の執行について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………46
- 一般競争入札の執行について……………47
- 一般競争入札の執行について……………48
- 平成18年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…50

規 則

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第1号

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則（昭和55年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「盲学校、ろう学校および養護学校」を「および特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第2号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長が別に」を「次の各号に掲げる身体障害者又はその扶養義務者の区分に応じ当該各号に定める規定の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する施設入所支援に係る入所等の措置を受け、かつ、同条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、同条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）又は同条第15項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」といい、同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）に係る障害福祉サービスの提供等の措置を受けた身体障害者および同法附則第21条に規定する指定旧法施設支援（以下「指定旧法施設支援」といい、通所によるものを除く。）に係る入所等の措置を受けた身体障害者 別表第1
 - (2) 前号に掲げる身体障害者の扶養義務者 別表第2
 - (3) 障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る障害福祉サービスの提供等の措置を受けた身体障害者（第1号に掲げるものを除く。）および指定旧法施設支援（通所によるものに限る。）に係る入所等の措置を受けた身体障害者 別表第3
 - (4) 前号に掲げる身体障害者の扶養義務者 別表第4
 - (5) 障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」という。）、同条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）、同条第10項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）又は同条第16項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に係る障害福祉サービスの提供等の措置を受けた身体障害者およびその扶養義務者 別表第5
- 第3条第2項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。
- 2 複数の障害福祉サービスに係る障害福祉サービスの提供等又は入所等の措置を受けた身体障害者に係る前項の規定により算定した徴収すべき費用の額が、当該身体障害者に係る別表第1に掲げる対象収入額等による階層区分に応じた費用の額（月額）を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該費用の額（月額）を当該身体障害者に係る徴収すべき費用の額とする。障害者自立支援法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援（以下「重度障害者等包括支援」という。）に係る障害福祉サービスの提供等又は入所等の措置を受けた身体障害者に係る徴収すべき費用の額についても、同様とする。
 - 3 2人以上の障害福祉サービスの提供等もしくは入所等の措置を受けた身体障害者の扶養義務者となる場合又は複数の障害福祉サービスに係る障害福祉サービスの提供等もしくは入所等の措置を受けた身体障害者の扶養義務者となる場合であって、第1項の規定により算定した徴収すべき費用の額が、当該扶養義務者に係る別表第2に掲げる税額等による階層区分に応じた費用の額（月額）を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該費用の額（月額）を当該扶養義務者に係る徴収すべき費用の額とする。重度障害者等包括支援に係る障害福祉サービスの提供等又は入所等の措置を受けた身体障害者の扶養義務者に係る徴収すべき費用の額についても、同様とする。
 - 4 扶養義務者が他の社会福祉施設等の被措置者の扶養義務者として費用を徴収されるときは、第1項および前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した徴収すべき費用の額から当該徴収される費用の額を控除した額を当該扶養義務者に係る

徴収すべき費用の額とする。

第4条第1項および第2項中「前条第2項」を「前条第5項」

に改める。

附則の次に別表として次の5表を加える。

別表第1（第3条関係）

対 象 収 入 額 等 に よ る 階 層 区 分		費 用 の 額 (月 額)
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）	円 0
2	1階層に該当する者以外の者 前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の対象収入額の年額区分 270,000円以下	0
3		1,000
4		1,800
5		3,400
6		4,700
7		5,800
8		7,500
9		9,100
10		10,800
11		12,500
12		14,100
13		15,800
14		17,500
15		19,100
16		20,800
17		22,500
18		24,100
19		25,800
20		27,500
21		30,800
22		34,100
23		37,500
24		39,800
25		41,800
26		43,800
27		45,800
28		47,800
29		49,800
30		51,800
31		54,400
32		57,100
33		59,800
34		62,400
35		65,100
36		69,100
37		73,100
38		77,100
39		81,100
40		1,500,001円以上

備考 この表において「対象収入額」とは、収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）の額から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第2（第3条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		費 用 の 額 (月 額)
A	被保護者	円 0
B	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0
C 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、	2,200
	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	
C 2	前々年分）の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	3,300
	前年分（1月分から6月分までにあつては、	4,500 6,700 9,300 14,500 20,600 27,100 34,300 42,500 51,400 61,200 71,900 83,300 95,600 介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額
D 1	前々年分）の所得税が	
D 2	課税の者（A階層又	
D 3	はB階層に該当する	
D 4	者を除く。）	
D 5	30,000円以下	
D 6	30,001円以上80,000円以下	
D 7	80,001円以上140,000円以下	
D 8	140,001円以上280,000円以下	
D 9	280,001円以上500,000円以下	
D 10	500,001円以上800,000円以下	
D 11	800,001円以上1,160,000円以下	
D 12	1,160,001円以上1,650,000円以下	
D 13	1,650,001円以上2,260,000円以下	
D 14	2,260,001円以上3,000,000円以下	
	3,000,001円以上3,960,000円以下	
	3,960,001円以上5,030,000円以下	
	5,030,001円以上6,270,000円以下	
	6,270,001円以上	

備考

- 費用の額は、身体障害者の扶養義務者（当該身体障害者の入所時に当該身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（当該身体障害者が20歳未満の場合にあつては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。別表第4において同じ。）の税額等による階層区分に応じ、費用の額（月額）の欄に定める額とする。
- 備考の1の規定により算定される費用の額が介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、備考の1の規定にかかわらず、当該控除した額を費用の額とする。
- この表において、「市町村民税」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」および「所得割」とはそれぞれ同法第292条第1項第1号および第2号に規定する均等割および所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7および同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次に掲げる規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第92条第1項および第95条第1項から第3項まで
 - 租税特別措置法第41条第1項および第2項ならびに第41条の2
 - 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- この表において、「介護給付費等基準額」とは障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいい、「旧法施設支援費基準額」とは障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第3（第3条関係）

対象収入額等による階層区分		費用の額(月額)
1	被保護者	円
		0
2	前年分（1月分から6月分までにあっては、前々年分）の対象収入額の年額区分 270,000円以下	0
3	270,001円以上280,000円以下	500
4	280,001円以上300,000円以下	900
5	300,001円以上320,000円以下	1,700
6	320,001円以上340,000円以下	2,300
7	340,001円以上360,000円以下	2,900
8	360,001円以上380,000円以下	3,700
9	380,001円以上400,000円以下	4,500
10	400,001円以上420,000円以下	5,400
11	420,001円以上440,000円以下	6,200
12	440,001円以上460,000円以下	7,000
13	460,001円以上480,000円以下	7,900
14	480,001円以上500,000円以下	8,700
15	500,001円以上520,000円以下	9,500
16	520,001円以上540,000円以下	10,400
17	540,001円以上560,000円以下	11,200
18	560,001円以上580,000円以下	12,000
19	580,001円以上600,000円以下	12,900
20	600,001円以上640,000円以下	13,700
21	640,001円以上680,000円以下	15,400
22	680,001円以上720,000円以下	17,000
23	720,001円以上760,000円以下	18,700
24	760,001円以上800,000円以下	19,900
25	800,001円以上840,000円以下	20,900
26	840,001円以上880,000円以下	21,900
27	880,001円以上920,000円以下	22,900
28	920,001円以上960,000円以下	23,900
29	960,001円以上1,000,000円以下	24,900
30	1,000,001円以上1,040,000円以下	25,900
31	1,040,001円以上1,080,000円以下	27,200
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	28,500
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	29,900
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	31,200
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	32,500
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	34,500
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	36,500
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	38,500
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	40,500
40	1,500,001円以上	(対象収入額-150万円) × 0.9 ÷ 12月 ÷ 2 + 40,500円 (100円未満切捨て)

備考 この表において「対象収入額」とは、別表第1の備考に規定する対象収入額をいう。

別表第4（第3条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		費用の額（月額）
A	被保護者	円 0
B	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0
C 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100
C 2	前々年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,600
D 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分 30,000円以下	2,200
D 2	課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。） 30,001円以上80,000円以下	3,300
D 3	80,001円以上140,000円以下	4,600
D 4	140,001円以上280,000円以下	7,200
D 5	280,001円以上500,000円以下	10,300
D 6	500,001円以上800,000円以下	13,500
D 7	800,001円以上1,160,000円以下	17,100
D 8	1,160,001円以上1,650,000円以下	21,200
D 9	1,650,001円以上2,260,000円以下	25,700
D 10	2,260,001円以上3,000,000円以下	30,600
D 11	3,000,001円以上3,960,000円以下	35,900
D 12	3,960,001円以上5,030,000円以下	41,600
D 13	5,030,001円以上6,270,000円以下	47,800
D 14	6,270,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額

備考

- 費用の額は、身体障害者の扶養義務者の税額等による階層区分に応じ、費用の額（月額）の欄に定める額とする。
- 備考の1の規定により算定される費用の額が介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、備考の1の規定にかかわらず、当該控除した額を費用の額とする。
- この表において「市町村民税」、「均等割」および「所得割」とは、それぞれ別表第2の備考の3に規定する市町村民税、均等割および所得割をいう。
- この表において「所得税」とは、別表第2の備考の4に規定する所得税をいう。
- この表において「介護給付費等基準額」および「旧法施設支援費基準額」とは、それぞれ別表第2の備考の5に規定する介護給付費等基準額および旧法施設支援費基準額をいう。
- この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2の規定により読み替えられた障害者自立支援法第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は同法第70条第2項において準用する同法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。

別表第5（第3条関係）

税額等による階層区分		上限 月額	費用の額			
			居宅介護	重度訪問介護	短期入所	共同生活介護
			30分当たり	1時間当たり	1日当たり	共同生活援助 1月当たり
A	被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	0
C 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分） 当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100	50	100	100	1,100
C 2	の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。） 当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	200	200	1,600
D 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分 30,000円以下	2,200	150	300	300	2,200
D 2	前々年分） 30,001円以上80,000円以下	3,300	200	400	400	3,300
D 3	の所得税が 80,001円以上140,000円以下	4,600	250	500	600	4,600
D 4	課税の者 140,001円以上280,000円以下	7,200	300	600	1,000	7,200
D 5	（A階層又 280,001円以上500,000円以下	10,300	400	800	1,400	10,300
D 6	はB階層に 500,001円以上800,000円以下	13,500	500	1,000	1,800	13,500
D 7	該当する者 800,001円以上1,160,000円以下	17,100	600	1,200	2,300	17,100
D 8	を除く。） 1,160,001円以上1,650,000円以下	21,200	800	1,600	2,800	21,200
D 9	1,650,001円以上2,260,000円以下	25,700	1,000	2,000	3,400	25,700
D 10	2,260,001円以上3,000,000円以下	30,600	1,200	2,400	4,100	30,600
D 11	3,000,001円以上3,960,000円以下	35,900	1,400	2,800	4,800	35,900
D 12	3,960,001円以上5,030,000円以下	41,600	1,600	3,200	5,500	41,600
D 13	5,030,001円以上6,270,000円以下	47,800	1,900	3,800	6,400	47,800
D 14	6,270,001円以上	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額

備考

- 1 費用の額は、身体障害者およびその扶養義務者（当該身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（当該身体障害者が20歳未満の場合にあつては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものをいう。以下同じ。）の税額等による階層区分に応じ、費用の額の欄に定める額とする。
- 2 備考の1の規定にかかわらず、扶養義務者に係る費用の額は、介護給付費等基準額から身体障害者本人に係る費用の額を控除した額を上限とする。
- 3 備考の1および2の規定にかかわらず、身体障害者およびその扶養義務者の1月当たりの費用の額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に定める額を上限とする。
- 4 この表において「市町村民税」、「均等割」および「所得割」とは、それぞれ別表第2の備考の3に規定する市町村民税、均等割および所得割をいう。
- 5 この表において「所得税」とは、別表第2の備考の4に規定する所得税をいう。
- 6 この表において「介護給付費等基準額」とは、別表第2の備考の5に規定する介護給付費等基準額をいう。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)
 第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和62年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長が別に」を「次の各号に掲げる知的障害者又はその扶養義務者の区分に応じ当該各号に定める規定の」に改め、「(以下「費用」という。)」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)に係る入所等の措置又は障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練(以下「宿泊型自立訓練」という。)もしくは同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第5項に規定する知的障害者通勤寮支援に相当するサービスに係る障害福祉サービスの提供等の措置を受け、かつ、障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)、同条第13項に規定する自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。以下同じ。)、同条第14項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)又は同条第15項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」といい、施設入所支援に係る入所等の措置を受けている場合においては、同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)に係る障害福祉サービスの提供等の措置を受けた知的障害者および同法附則第21条に規定する指定旧法施設支援(以下「指定旧法施設支援」といい、通所によるものを除く。)に係る入所等の措置を受けた知的障害者 別表第1
- (2) 前号に掲げる知的障害者の扶養義務者 別表第2
- (3) 障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護、生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る障害福祉サービスの提供等又は入所等の措置を受けた知的障害者(第1号に掲げるものを除く。)および指定旧法施設支援(通所によるものに限る。)に係る入所等の措置を受けた知的障害者 別表第3
- (4) 前号に掲げる知的障害者の扶養義務者 別表第4
- (5) 障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護(以下「居宅介護」という。)、同条第3項に規定する重度訪問介護(以下「重度訪問介護」という。)、同条第4項に規定

する行動援護(以下「行動援護」という。)、同条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)、同条第10項に規定する共同生活介護(以下「共同生活介護」という。)又は同条第16項に規定する共同生活援助(以下「共同生活援助」という。)に係る障害福祉サービスの提供等の措置を受けた知的障害者およびその扶養義務者 別表第5

- 第3条第2項中「前項」を「前各項」に、「費用」を「徴収すべき費用(以下「費用」という。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。
 - 2 複数の障害福祉サービスに係る障害福祉サービスの提供等又は入所等の措置を受けた知的障害者に係る前項の規定により算定した徴収すべき費用の額が、当該知的障害者に係る別表第1に掲げる対象収入額等による階層区分に応じた費用の額(月額)を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該費用の額(月額)を当該知的障害者に係る徴収すべき費用の額とする。障害者自立支援法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援(以下「重度障害者等包括支援」という。)に係る障害福祉サービスの提供等又は入所等の措置を受けた知的障害者に係る徴収すべき費用の額についても、同様とする。
 - 3 2人以上の障害福祉サービスの提供等もしくは入所等の措置を受けた知的障害者の扶養義務者となる場合又は複数の障害福祉サービスに係る障害福祉サービスの提供等もしくは入所等の措置を受けた知的障害者の扶養義務者となる場合であって、第1項の規定により算定した徴収すべき費用の額が、当該扶養義務者に係る別表第2に掲げる税額等による階層区分に応じた費用の額(月額)を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該費用の額(月額)を当該扶養義務者に係る徴収すべき費用の額とする。重度障害者等包括支援に係る障害福祉サービスの提供等又は入所等の措置を受けた知的障害者の扶養義務者に係る徴収すべき費用の額についても、同様とする。
 - 4 扶養義務者が他の社会福祉施設等の被措置者の扶養義務者として費用を徴収されるときは、第1項および前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した徴収すべき費用の額から当該徴収される費用の額を控除した額を当該扶養義務者に係る徴収すべき費用の額とする。
- 第4条第1項中「前条第2項」を「前条第5項の規定」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第5項」に改める。
- 附則の次に別表として次の5表を加える。

別表第1(第3条関係)

対象収入額等による階層区分		費用の額(月額)
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)	円 0
2	1階層に該当する者以外の者	前年分(1月分から6月分までにはあっては、前々年分)の対象収入額の年額区分 270,000円以下
3		270,001円以上280,000円以下
4		280,001円以上300,000円以下
5		300,001円以上320,000円以下
6		320,001円以上340,000円以下
7		340,001円以上360,000円以下
8		360,001円以上380,000円以下
9		380,001円以上400,000円以下
		0 1,000 1,800 3,400 4,700 5,800 7,500 9,100

10	400,001円以上420,000円以下	10,800
11	420,001円以上440,000円以下	12,500
12	440,001円以上460,000円以下	14,100
13	460,001円以上480,000円以下	15,800
14	480,001円以上500,000円以下	17,500
15	500,001円以上520,000円以下	19,100
16	520,001円以上540,000円以下	20,800
17	540,001円以上560,000円以下	22,500
18	560,001円以上580,000円以下	24,100
19	580,001円以上600,000円以下	25,800
20	600,001円以上640,000円以下	27,500
21	640,001円以上680,000円以下	30,800
22	680,001円以上720,000円以下	34,100
23	720,001円以上760,000円以下	37,500
24	760,001円以上800,000円以下	39,800
25	800,001円以上840,000円以下	41,800
26	840,001円以上880,000円以下	43,800
27	880,001円以上920,000円以下	45,800
28	920,001円以上960,000円以下	47,800
29	960,001円以上1,000,000円以下	49,800
30	1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800
31	1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100
40	1,500,001円以上	(対象収入額－150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,000円 (100円未満切捨て)

備考 この表において「対象収入額」とは、収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）の額から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第2（第3条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		費用の額（月額）
A	被保護者	円 0
B	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0
C 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、	2,200
C 2	前々年分）の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	
	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分	3,300
D 1	前々年分）の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	
D 2	30,000円以下	
D 3	30,001円以上80,000円以下	
D 4	80,001円以上140,000円以下	
D 5	140,001円以上280,000円以下	4,500
	280,001円以上500,000円以下	6,700
		9,300
		14,500
		20,600

D 6	500,001円以上800,000円以下	27,100
D 7	800,001円以上1,160,000円以下	34,300
D 8	1,160,001円以上1,650,000円以下	42,500
D 9	1,650,001円以上2,260,000円以下	51,400
D10	2,260,001円以上3,000,000円以下	61,200
D11	3,000,001円以上3,960,000円以下	71,900
D12	3,960,001円以上5,030,000円以下	83,300
D13	5,030,001円以上6,270,000円以下	95,600
D14	6,270,001円以上	介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額

備考

- 費用の額は、知的障害者の扶養義務者（当該知的障害者の入所時に当該知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（当該知的障害者が20歳未満の場合にあっては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。別表第4において同じ。）の税額等による階層区分に応じ、費用の額（月額）の欄に定める額とする。
- 備考の1の規定により算定される費用の額が介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、備考の1の規定にかかわらず、当該控除した額を費用の額とする。
- この表において、「市町村民税」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」および「所得割」とはそれぞれ同法第292条第1項第1号および第2号に規定する均等割および所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7および同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次に掲げる規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第92条第1項および第95条第1項から第3項まで
 - 租税特別措置法第41条第1項および第2項ならびに第41条の2
 - 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- この表において、「介護給付費等基準額」とは障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいい、「旧法施設支援費基準額」とは障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第3（第3条関係）

対象収入額等による階層区分		費用の額（月額）
1	被保護者	円 0
2	1階層に該当する者以外の者	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の対象収入額の年額区分 270,000円以下
3		270,001円以上280,000円以下
4		280,001円以上300,000円以下
5		300,001円以上320,000円以下
6		320,001円以上340,000円以下
7		340,001円以上360,000円以下
8		360,001円以上380,000円以下
9		380,001円以上400,000円以下
10		400,001円以上420,000円以下
11		420,001円以上440,000円以下
12		440,001円以上460,000円以下
13		460,001円以上480,000円以下
14		480,001円以上500,000円以下

15	500,001円以上520,000円以下	9,500
16	520,001円以上540,000円以下	10,400
17	540,001円以上560,000円以下	11,200
18	560,001円以上580,000円以下	12,000
19	580,001円以上600,000円以下	12,900
20	600,001円以上640,000円以下	13,700
21	640,001円以上680,000円以下	15,400
22	680,001円以上720,000円以下	17,000
23	720,001円以上760,000円以下	18,700
24	760,001円以上800,000円以下	19,900
25	800,001円以上840,000円以下	20,900
26	840,001円以上880,000円以下	21,900
27	880,001円以上920,000円以下	22,900
28	920,001円以上960,000円以下	23,900
29	960,001円以上1,000,000円以下	24,900
30	1,000,001円以上1,040,000円以下	25,900
31	1,040,001円以上1,080,000円以下	27,200
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	28,500
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	29,900
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	31,200
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	32,500
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	34,500
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	36,500
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	38,500
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	40,500
40	1,500,001円以上	(対象収入額-150万円) × 0.9 ÷ 12月 ÷ 2 + 40,500円 (100円未満切捨て)

備考 この表において「対象収入額」とは、別表第1の備考に規定する対象収入額をいう。

別表第4 (第3条関係)

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		費用の額(月額)
A	被保護者	円 0
B	当該年度分(4月分から6月分までにあつては、前年度分)の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0
C 1	前年分(1月分から6月分までにあつては、 当該年度分(4月分から6月分までにあつては、前年度分)の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100
C 2	前々年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,600
D 1	前年分(1月分から6月分までにあつては、前々年分)の所得税額の年額区分 30,000円以下	2,200
D 2	課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	3,300
D 3	30,001円以上80,000円以下	4,600
D 4	80,001円以上140,000円以下	7,200
D 5	140,001円以上280,000円以下	10,300
D 6	280,001円以上500,000円以下	13,500
D 7	500,001円以上800,000円以下	17,100
D 8	800,001円以上1,160,000円以下	21,200
D 9	1,160,001円以上1,650,000円以下	25,700
D 10	1,650,001円以上2,260,000円以下	30,600
D 11	2,260,001円以上3,000,000円以下	35,900
	3,000,001円以上3,960,000円以下	

D12	3,960,001円以上5,030,000円以下	41,600
D13	5,030,001円以上6,270,000円以下	47,800
D14	6,270,001円以上	介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額

備考

- 1 費用の額は、知的障害者の扶養義務者の税額等による階層区分に応じ、費用の額（月額）の欄に定める額とする。
- 2 備考の1の規定により算定される費用の額が介護給付費等基準額および療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、備考の1の規定にかかわらず、当該控除した額を費用の額とする。
- 3 この表において「市町村民税」、「均等割」および「所得割」とは、それぞれ別表第2の備考の3に規定する市町村民税、均等割および所得割をいう。
- 4 この表において「所得税」とは、別表第2の備考の4に規定する所得税をいう。
- 5 この表において「介護給付費等基準額」および「旧法施設支援費基準額」とは、それぞれ別表第2の備考の5に規定する介護給付費等基準額および旧法施設支援費基準額をいう。
- 6 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2の規定により読み替えられた障害者自立支援法第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は同法第70条第2項において準用する同法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。

別表第5（第3条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		上 限 月 額	費 用 の 額			
			居宅介護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 1時間当たり	短期入所 1日当たり	共同生活介護 共同生活援助 1月当たり
A	被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	0
C 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分） 当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100	50	100	100	1,100
C 2	の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。） 当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	200	200	1,600
D 1	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分） 前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分 30,000円以下	2,200	150	300	300	2,200
D 2	30,001円以上80,000円以下	3,300	200	400	400	3,300
D 3	の所得税が 80,001円以上140,000円以下	4,600	250	500	600	4,600
D 4	課 税 の 者 140,001円以上280,000円以下	7,200	300	600	1,000	7,200
D 5	（A階層又 280,001円以上500,000円以下	10,300	400	800	1,400	10,300
D 6	はB階層に 500,001円以上800,000円以下	13,500	500	1,000	1,800	13,500
D 7	該当する者 800,001円以上1,160,000円以下	17,100	600	1,200	2,300	17,100
D 8	を 除 く。） 1,160,001円以上1,650,000円以下	21,200	800	1,600	2,800	21,200
D 9	1,650,001円以上2,260,000円以下	25,700	1,000	2,000	3,400	25,700

D10	2,260,001円以上3,000,000円以下	30,600	1,200	2,400	4,100	30,600
D11	3,000,001円以上3,960,000円以下	35,900	1,400	2,800	4,800	35,900
D12	3,960,001円以上5,030,000円以下	41,600	1,600	3,200	5,500	41,600
D13	5,030,001円以上6,270,000円以下	47,800	1,900	3,800	6,400	47,800
D14	6,270,001円以上	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額

備考

- 1 費用の額は、知的障害者およびその扶養義務者（当該知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（当該知的障害者が20歳未満の場合にあっては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものをいう。以下同じ。）の税額等による階層区分に応じ、費用の額の欄に定める額とする。
- 2 その所要時間が4時間30分を超える日の行動援護に係る費用の額は、備考の1の規定により算定される30分当たりの費用の額に10を乗じて得た額とする。
- 3 備考の1および2の規定にかかわらず、扶養義務者に係る費用の額は、介護給付費等基準額から知的障害者本人に係る費用の額を控除した額を上限とする。
- 4 備考の1から3までの規定にかかわらず、知的障害者およびその扶養義務者の1月当たりの費用の額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、上限月額を欄に定める額を上限とする。
- 5 この表において「市町村民税」、「均等割」および「所得割」とは、それぞれ別表第2の備考の3に規定する市町村民税、均等割および所得割をいう。
- 6 この表において「所得税」とは、別表第2の備考の4に規定する所得税をいう。
- 7 この表において「介護給付費等基準額」とは、別表第2の備考の5に規定する介護給付費等基準額をいう。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）
 第3条 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「市長が別に」を「別表第2に」に改め、同条第6項中「別表第2」を「別表第3」に改める。
 別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第14条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		上 限 月 額	徴 収 額			
			居宅介護 行動援護 30分当たり	児 童 デ イ サー ビ ス 1日当たり	短 期 入 所 1日当たり	
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	
C1	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税が非課税の者	1,100	50	100	100	
C2	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,600	100	200	200	
D1	前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税	30,000円以下	2,200	150	300	300
D2	が課税の者（A	30,001円以上80,000円以下	3,300	200	400	400
D3	階層又はB階層	80,001円以上140,000円以下	4,600	250	500	600
D4	に該当する者を	140,001円以上280,000円以下	7,200	300	700	1,000
D5	除く。）	280,001円以上500,000円以下	10,300	400	1,000	1,400
D6		500,001円以上800,000円以下	13,500	500	1,300	1,800
D7		800,001円以上1,160,000円以下	17,100	600	1,700	2,300

D 8	1,160,001円以上1,650,000円以下	21,200	800	2,100	2,800
D 9	1,650,001円以上2,260,000円以下	25,700	1,000	2,500	3,400
D 10	2,260,001円以上3,000,000円以下	30,600	1,200	3,000	4,100
D 11	3,000,001円以上3,960,000円以下	35,900	1,400	3,500	4,800
D 12	3,960,001円以上5,030,000円以下	41,600	1,600	4,000	5,500
D 13	5,030,001円以上6,270,000円以下	47,800	1,900	4,600	6,400
D 14	6,270,001円以上	介護給付 費等基準 額	介護給付費等基 準額	介護給付費等基 準額	介護給付費等基 準額

備考

- 1 障害児の扶養義務者（当該障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものをいう。以下同じ。）から徴収する費用の額は、障害児の扶養義務者の税額等による階層区分に応じ、徴収額の欄に定める額とする。
- 2 その所要時間が4時間30分を超える日の行動援護に係る徴収する費用の額は、備考の1の規定により算定される30分当たりの徴収する費用の額に10を乗じて得た額とする。
- 3 法第63条の4の規定により、児童相談所長が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）を利用することが適当であると認め、その旨を市長に通知された障害児に対し、重度訪問介護に係るやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収する費用の額は、備考の1および2の規定により算定される額に身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）別表第5の重度訪問介護に係る費用の額の欄に定める額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 4 備考の1から3までの規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの徴収する費用の額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額額の欄に定める額を上限とする。
- 5 この表において、「市町村民税」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」および「所得割」とはそれぞれ同法第292条第1項第1号および第2号に規定する均等割および所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7および同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 6 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次に掲げる規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第92条第1項および第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項および第2項ならびに第41条の2
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 7 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。
- 8 障害児の扶養義務者が他の社会福祉施設等の被措置者の扶養義務者として費用を徴収されるときは、この表の規定により算定した徴収する費用の額から当該徴収される費用の額を控除した額を当該障害児の扶養義務者に係る徴収する費用の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第3号

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護予防サービス事業者）指定申請書」を「指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護予防サービス事業者）指

定申請書により、法第115条の20第1項の規定による指定の申請は指定介護予防支援事業者指定申請書」に改め、同条第2項中「および法第115条の11第1項」を「、法第115条の11第1項および法第115条の20第1項」に改める。

第12条を第14条とする。

第11条中「および法第115条の18の」を「、法第115条の18および法第115条の27の」に、「および法第115条の18各号」を「、法第115条の18各号および法第115条の27各号」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（地域包括支援センターの設置の届出等）

第13条 法第115条の39第3項の規定による設置の届出は、地域包括支援センター設置届出書により行うものとする。

2 法第115条の39第6項において準用する法第69条の14第2項の規定による変更の届出は、地域包括支援センター変更届出書

により行うものとする。

第10条中「係る指定」の次に「、第8条の申請に係る指定の更新」を加え、同条第3号中「申請者」の次に「の名称」を加え、「代表者の氏名および住所」を「その代表者の氏名、生年月日、住所および職名」に改め、同条第4号中「の年月日」を「および指定の更新の年月日ならびに指定の有効期間満了日」に改め、同条中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 当該事業所の管理者の氏名、生年月日および住所
 - (8) 役員の氏名、生年月日および住所
 - (9) 介護支援専門員の氏名およびその登録番号
- 第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項および第2項中「および法第115条の14」を「、法第115条の14および法第115条の23」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定の更新の申請)

第8条 法第78条の11および法第115条の19において準用する法第70条の2の規定による指定の更新の申請は指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護予防サービス事業者)指定更新申請書により、法第115条の28において準用する法第70条の2の規定による指定の更新の申請は指定介護予防支援事業者指定更新申請書により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の秋田市介護保険法施行細則第7条、第9条および第11条から第13条までの規定による指定の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第4号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則等の一部を改正する規則

(市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則(昭和30年秋田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活保護法(昭和25年法律第144号)結核予防法(昭和26年法律第96号)」を「、生活保護法(昭和25年法律第144号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に改め、同条第2号中「基き」を「基づき」に改める。

(秋田市児童福祉法施行細則および母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「結核予防法(昭和26年法律第96号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に改める。

- (1) 秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)別表第1の備考の7
- (2) 母子保健法による費用の徴収に関する規則(平成9年秋田市規則第33号)別表の備考の5

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則の規定は、平成19年4月分の徴収すべき費用から適用し、同年3月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。
(母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成19年4月分の徴収すべき費用から適用し、同年3月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第5号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則(昭和58年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号の2中「本社から派遣された」を「親会社からの出向又は市外の本社からの派遣により市内の工場等で使用されることとなった」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、平成19年4月1日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

教 委 規 則

秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2月27日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第1号

秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

秋田市心身障害児就学指導委員会規則(昭和50年秋田市教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び」を「および」に改め、同条第2号中「、教育相談」を「および教育相談」に改め、同条第3号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月27日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第2号

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の
職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員
の細職名に関する規則（昭和61年秋田市教委規則第3号）の一部
を次のように改正する。

第1条中「昭和61年」を「平成3年」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 細職名は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 主事
 - (2) 指導主事
 - (3) 社会教育主事
 - (4) 文化財保護主事
 - (5) 司書
 - (6) 学芸員
 - (7) 技師
 - (8) 養護職員
 - (9) 栄養士
 - (10) 技能員
 - (11) 運転士
 - (12) 工務員
 - (13) 庁務員
 - (14) 校務員
 - (15) 調理員
- 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成19年2月27日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第3号

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一
部を改正する規則

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33
年秋田市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則

第1条中「基き」を「基つき」に、「評定」を「評価」に改め
る。

第2条中「評定は、秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関す
る規則」を「評価は、秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関す
る規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第22号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送

達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条
の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送
達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年2月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定
により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年2月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
桂根町内自治会
- 2 認可年月日
平成4年3月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 小 野 勇 一
秋田市下浜桂根字境川45番地
変更後 佐 藤 洋 一
秋田市下浜桂根字境川173番地の7
- 4 変更年月日
平成19年2月2日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第24号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例
第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放
置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自
転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項
の規定により告示する。

平成19年2月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 16台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 4台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年1月16日から同年1月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐
車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年2月19日から平成19年8月19日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還

申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年2月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

新波自治会

2 認可年月日

平成9年7月1日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 相 澤 健

秋田市雄和新波字樋口33番地

変更後 齊 藤 悦 郎

秋田市雄和新波字新町104番地

4 変更年月日

平成19年2月6日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第26号

平成19年2月23日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。平成19年2月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第27号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年2月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

Table with 2 columns: Address and Name. Rows include 飯島新町一丁目10番30号 (川村 眞), 外旭川字四百刈30番地 (佐藤 一二), 土崎港中央七丁目6番50号 (乳井 和徳), 将軍野桂町6番21号 (齊藤 浩次, 齊藤 美子, 齊藤 優香), 土崎港南三丁目10番3号 (本田 学), 金足追分字海老穴210番地8 (中山 龍三), 港北新町1番29号 (米田 英子)

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任し、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年2月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

Table with 2 columns: 委任を受ける出納員 and 委任事務. Row: 柿崎 武彦, 入札保証金に関する受領等についての事務。人事課において取扱う財産売払い収入の収納に関する事務。

秋田市告示第29号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年2月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および

同地区自転車等放置規制区域 5台
 イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
 同地区自転車等放置規制区域 9台
 (2) 撤去し、保管した年月日
 平成19年2月1日から同年2月15日まで
 (3) 返還を行う時間および場所
 ア 時間 午前10時から午後7時まで
 イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐
 車場内)秋田市自転車等保管所
 (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 平成19年3月7日から平成19年9月7日まで
 2 返還を受けるために必要な事項
 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還
 申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の
 利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
 3 所有権の帰属
 この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用
 者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す
 る。
 4 問い合わせ先
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第30号

平成19年2月21日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及
 行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定に基づき
 次のとおり告示する。
 平成19年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 本籍、住所、氏名
不詳
- 2 性別
男性
- 3 人相、体格、特徴等
身長168cm、中肉、年齢60歳代位、白髪交じり、黒色ハー
フコート、黒色背広上下、橙色Yシャツ、黒色カジュアルシュー
ズ(サイズ25cm)。
- 4 発見年月日(時刻)
平成19年2月18日(午後5時25分頃)
- 5 死亡場所又は発見場所
秋田市千秋公園1番地内千秋公園大坂脇公衆トイレ
- 6 死亡年月日
平成19年2月17日頃
- 7 処置
平成19年2月19日、秋田中央警察署霊安室で見分の結果、
身元が判明しないため、平成19年2月21日に死体を引き取り、
平成19年2月21日午前10時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨
は、秋田市榎山古川新町68番地の長泉寺に安置している。
- 8 連絡先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話番号 018(866)2494

秋田市告示第31号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定
 に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり
 指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年2月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
さとみ温泉 ゆったり倶楽部	秋田市添川字境内川原142 番地1	平成19年 2月1日
たんぼぼ居宅介護 支援センター	秋田市寺内字イサノ101 番地 アルファコート1 階	平成19年 1月26日
小規模多機能型居 宅介護ひかり苑	秋田市新屋大川町11番18 号	平成19年 2月2日
福寿居宅介護支援 事業所	秋田市飯島飯田二丁目9 番28号	平成19年 2月16日
有限会社ニュー サポート秋田	秋田市牛島東六丁目18番 6号	平成19年 2月9日

秋田市告示第32号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の
 住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法
 (平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法
 (昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達
 する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部
 介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、い
 つでも交付する。

平成19年2月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度介護保険料納入通知書
平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第33号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで
 ないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226
 号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に
 保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付す
 る。

平成19年2月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第2号

平成19年2月21日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年2月15日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する件
- 2 秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する件
- 3 秋田市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第3号

平成19年3月7日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成19年2月28日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 教職員人事異動に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成19年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供する。

平成19年2月20日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年2月23日から
平成19年3月9日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成19年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成19年2月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年3月3日から

平成19年3月7日まで

- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

平成19年2月16日午後2時 秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年2月9日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市太平黒沢字稻荷80番地の1 加藤金平の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外25件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成19年2月5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
越後設備工業	越後 和秋	潟上市天王字二田73番地10

- 2 廃止年月日

平成19年1月30日

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年2月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 越後設備工業	越後 和秋	潟上市天王字二田73番地10

- 2 指定年月日

平成19年2月7日

秋田市上下水道局告示第4号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年2月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 越後設備工業	越後 和秋	潟上市天王字二田73番地10

2 指定期間

平成19年2月7日から平成22年2月6日まで

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年2月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
ウォーター・ エアライフ	石塚 直喜	秋田市新屋栗田町2番15号

2 指定年月日

平成19年2月9日

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年2月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社秋田 エコユニット	埜 修一	秋田市濁川字家ノ前99番地10

2 指定年月日

平成19年2月9日

秋田市上下水道局告示第7号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次とおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年2月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
ウォーター・ エアライフ	石塚 直喜	秋田市新屋栗田町2番15号

2 指定期間

平成19年2月9日から平成22年2月8日まで

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上

下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次とおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年2月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社秋田 エコユニット	埜 修一	秋田市濁川字家ノ前99番地10

2 指定期間

平成19年2月9日から平成22年2月8日まで

秋田市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年2月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 小坂設備	小坂 隆成	男鹿市船川港船川字船川45番地

2 指定年月日

平成19年2月16日

秋田市上下水道局告示第10号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次とおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年2月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 小坂設備	小坂 隆成	男鹿市船川港船川字船川45番地

2 指定期間

平成19年2月16日から平成22年2月15日まで

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年2月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
長谷山水道設備	長谷山博士	潟上市天王字羽立40番地4

2 指定年月日

平成19年 2月23日

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 2月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
長谷山水道設備	長谷山博士	潟上市天王字羽立40番地 4

2 指定期間

平成19年 2月23日から平成22年 2月22日まで

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規定第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 2月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
豊島建設株式会社	豊島悦雄	秋田市桜二丁目27番 3号

2 指定期間

平成19年 2月23日から平成22年 2月22日まで

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教文館 第3号 秋田市文化会館管理業務委託	秋田市山王七丁目3番1号	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	次の1と2の要件をいずれも満たすこと。 1 秋田市の平成18年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていること。 次の登録業種のすべてに登録されていること。 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 8 建築物環境衛生総合（一般）管理業 2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍していること。 ①第3種電気主任技術者 ②第一種電気工事士 ③第二種電気工事士 ④一級ボイラー技士 ⑤二級ボイラー技士 ⑥甲種又は乙種（第4類）危険物取扱者 ⑦第三種冷凍機械責任者

程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 2月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
東興施設工業株式会社	藤原雄治	秋田市土崎港中央一丁目2番17号

2 指定年月日

平成19年 2月23日

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 2月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
東興施設工業株式会社	藤原雄治	秋田市土崎港中央一丁目2番17号

2 指定期間

平成19年 2月23日から平成22年 2月22日まで

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 2月 1日

秋田市長 佐竹敬久

教文館 第8号 秋田市文化会館空 調衛生設備保守点 検業務委託	秋田市山王七 丁目3番1号	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	次の1又は2の条件を満たし、かつ3の実績があること。 1 秋田市に管工事A級登録していること。 2 秋田市に管工事登録している県外業者で、秋田市内に本 市と契約することができる営業所等を有していること。 3 過去5年間に「建築物における衛生的環境の確保に關す る法律」で定める特定建築物において、同種の業務を受託 していること。
--	------------------	--------------------------	--

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 - イ 本市の指名停止期間中、又は入札参加資格停止期間中ではないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年3月8日(木)
 教文館第3号 午前10時
 教文館第8号 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号
 秋田市文化会館 5階 第5会議室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成19年3月14日(水)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、
 入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年2月15日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 管理業務委託の申込者
 (ア) 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 (イ) 入札参加要件2の①から⑦免状の写し
 (ウ) 入札参加要件2の在籍を証明できる書類
 イ 空調衛生設備保守点検業務委託の申込者
 (ア) 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 (イ) 実績調書(様式2(省略))
- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるもの

- は受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成19年2月1日(木)から平成19年2月15日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 イ 受付場所 秋田市文化会館 施設担当
 ウ 申請用紙 秋田市文化会館、又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
 (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年2月27日(火)に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は、平成19年2月1日(木)から平成19年3月7日(水)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 (2) 閲覧場所 秋田市文化会館
 住所 秋田市山王七丁目3番1号
 1階事務所内
- 6 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市文化会館 施設担当
 電話 018-865-1191

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。
 平成19年2月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
工 労 第2号 チャレンジオフィ スあきた空調・給 排水設備保守点検 業務委託	秋田市土崎港 西三丁目9番 15号	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	①建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務実績が過去5年の間に3年以上あること。 ②緊急時の体制が整備されていること。 ③秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していること。

			④危険物取扱者乙種 4 類の免状の交付を受けている者を 2 人以上配属していること。 ⑤租税に滞納がないこと。
--	--	--	--

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 3月 1日(木) 午後 1 時30分
 入札の場所 秋田市土崎港西三丁目 9 番15号
 チャレンジオフィスあきた 3 階「多目的室(大)」
 入札保証金 免除
 契約日 平成19年 3月 7日(木)

- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年 2月15日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式 1 (省略))
 イ 建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務契約状況調書(入札に参加しようとする者が、建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務実績が過去 5 年の間に 3 年以上あることを証するもの(契約書の写しおよび施工内容の確認できる資料を添付))。
 ウ 危険物取扱者乙種 4 類の免状の交付を受けている者を 2 人以上配属していることを証するもの、および当該人が従業員であることを証するもの。
 エ 緊急時の体制について明確にしたもの。
 オ 納税証明書
 ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その 3)』の発行を受けること)。
 ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 ・秋田市に納めた固定資産税(平成18年度分)
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出、もしくは入札に参加しようとする者が秋田市の平成18年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されている場合は、登録を証するものの写しの提出でも結構。
 カ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明するもの(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票)。

- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年 2月 6日(火)から平成19年 2月15日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
 イ 受付場所 秋田市商工部工業労政課 企業振興担当
 ウ 申請用紙 秋田市商工部工業労政課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
 (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年 2月 19日(月)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成19年 2月 5日(月)から平成19年 2月28日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
 (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
 秋田市役所分館 1 階
 秋田市商工部工業労政課企業振興担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市商工部工業労政課企業振興担当
 電話 018-866-2114

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成19年 2月 5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目 2 番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。
 ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧

に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年2月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社 天野金物
代表取締役社長 天 野 良 孝
イ 住 所 秋田県男鹿市船越字船越1番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 (仮称) スーパーセンターアマノ御所野店
イ 所 在 地 秋田県秋田市御所野ニュータウン北第三地区
土地区画整理事業地内仮換地5ブロック2ロッ
ト

(3) 小売業を行う主な者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社 天野金物
代表取締役社長 天 野 良 孝
イ 住 所 秋田県男鹿市船越字船越1番地1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年10月2日

(5) 店舗面積の合計

12,186.28㎡

(6) 駐車場の収容台数

1,443台

(7) 駐輪場の収容台数

40台

(8) 荷さばき施設の面積

376.60㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

71.20㎡

(10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 9時00分

イ 閉店時刻 23時00分

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分～23時30分

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分～21時00分

2 届出年月日 平成19年2月2日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 期 間 平成19年2月6日～平成19年6月6日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 物件名

秋田市河辺地域活動センターパソコン等納入設置および賃貸借

(2) 物品名および数量

省スペース型デスクトップパソコン3台、ソフトウェア等一式、ネットワーク対応カラー複合機1台、ネットワーク対応モノクロ複合機1台、FAX複合機1台、印刷機1台

(3) 納入期限 平成19年3月28日(水)

(4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

(1) 日 時 平成19年2月26日(月)午後3時30分

(2) 場 所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市財政部契約課入札室(3階)

3 契約に関する事項

(1) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで

(2) 賃貸借期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

(2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。(上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。)

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料(物品の仕様書を含む。)を受領し、平成19年2月16日(金)までに次に掲げる書類とその添付書類(以下申込書等という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。

エ 登記事項証明書(個人営業の方は住民票)

オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。

(2) 入札説明書等配付資料受領場所

秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2

秋田市河辺市民センター総務班

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。

(4) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月9日(金)から平成19年2月16日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市河辺市民センター総務班

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年2月20日(火)午後に行う。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市河辺市民センター総務班総務担当

電話 018-882-5221

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 物件名

秋田市雄和地域活動センターパソコン等納入設置および賃借

(2) 物品名および数量

省スペース型デスクトップパソコン3台、ソフトウェア等一式、ネットワーク対応カラー複合機1台、ネットワーク対応モノクロ複合機1台、FAX複合機1台、印刷機1台

(3) 納入期限 平成19年3月23日(金)

(4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

(1) 日 時 平成19年2月26日(月)午後4時

(2) 場 所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市財政部契約課入札室(3階)

3 契約に関する事項

(1) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで

(2) 賃貸借期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

(2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。(上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書を締結している場合を含む。)

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料(物品の仕様書を含む。)を受領し、平成19年2月16日(金)までに次に掲げる書類とその添付書類(以下申込書等という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。

エ 登記事項証明書(個人営業の方は住民票)

オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分の部分を伏せた写しを添付すること。

(2) 入札説明書等配付資料受領場所

秋田市雄和妙法字上大部48-1

秋田市雄和市民センター総務班

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。

(4) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月9日(金)から平成19年2月16日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市雄和市民センター総務班

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年2月20日(火)午後に行う。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市雄和市民センター総務班総務担当

電話 018-886-5511

秋田市公告

旧秋田市役所職員保養所たつこ荘の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年2月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売物件の表示

- (1) 所 在 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-111
- (2) 土地の地目 山林
- (3) 建物の構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- (4) 面 積 土地1,723.56㎡、建物1,136.39㎡
- (5) そ の 他 備品一式

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第4研修室（2階）
- (2) 入札 平成19年2月23日（金）午前10時から
（入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで）
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部人事課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

本件については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を要する財産の処分に該当するため、落札の通知を受けた日から7日以内に、議会の議決を得たとき本契約として成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結し、売買代金の100分の10以上に相当する契約保証金を仮契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 公売物件の案内日時および場所

- (1) 日 時 平成19年2月19日（月）午後1時30分
- (2) 集合場所 現 地

9 その他

敷地の一部（68.90㎡）が生保内財産区からの借地となっているため、落札した場合は借地の手続きをすること。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づき行う平成18年度後期ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成19年2月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを6週間以上の間隔を置いて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	2月28日 3月1日 3月6日
	3月7日 3月14日 3月15日
	3月16日 3月27日 3月28日
ア ル ヴ ェ	3月13日
土 崎 公 民 館	3月2日 3月8日 3月27日
新 屋 支 所	3月23日
東 部 公 民 館	3月9日 3月14日
南 部 公 民 館	3月1日 3月6日 3月16日
御野場地域センター	2月28日 3月13日
河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー	3月7日 3月23日
雄 和 公 民 館	3月2日 3月15日

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他、医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

7 予防接種料金

無料

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成19年2月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年2月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 有限会社榎岡
代表取締役 榎 岡 善一郎
イ 住 所 秋田県秋田市川尻上野町6番57号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 ドジャース食品館
イ 所 在 地 秋田県秋田市川尻大川町8番25号

- (3) 変更した事項

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下表のとおりである。

業 務 名	内 容	予定価格（税抜） ※最低落札額	入 札 参 加 要 件
秋田市ホームページ広告掲載業務	平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間における、秋田市ホームページに掲載する広告の募集と原稿作成 ※広告掲載者（広告主）からの広告料は落札者の収入になります。	1,142,858円	①秋田市ホームページに掲載する広告の募集および掲載原稿の作成が可能であること ②過去2年の間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む）又は他の地方公共団体と公共的な業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること ③秋田市内に本店、支店、営業所等を有する者であること ④租税に滞納がないこと

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと
イ 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中の者でないこと

2 業務の仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間

平成19年2月16日(金)から平成19年2月23日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧の場所

ア 大規模小売店舗の名称

(ア) 変 更 前 マックスバリュ山王店
(イ) 変 更 後 ドジャース食品館

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変 更 前 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 反 田 悦 生
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(イ) 変 更 後 有限会社ドジャース商事
代表取締役 挽 野 正 三
秋田県秋田市山王臨海町4番37号

- (4) 変更年月日 平成19年1月19日
(5) 変更理由 営業方針の変更

2 届出年月日 平成19年2月13日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成19年2月16日～平成19年6月18日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

ア 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市企画調整部情報政策課（秋田市役所消防庁舎5階）

イ 仕様書等は、秋田市ホームページにも掲載する。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成19年3月2日(金) 午前10時
(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市財政部契約課入札室
(秋田市役所本庁舎3階)
(3) 入札保証金 免除
(4) 契 約 日 平成19年3月5日(月)（予定）
(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年2月23日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 契約経歴書

ウ 法人登記簿謄本（個人営業の方は住民票）申請日前の3か月以内のもの。写し可

エ 納税証明書（写し可。領収書の写し、口座振替済通知書の写しでも可）

・法人市民税 直近の事業年度のもの（個人営業の方は平成18年度個人市民税）

・固定資産税 平成18年度第1期～第3期分

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月16日(金)から平成19年2月23日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画調整部情報政策課
(秋田市役所消防庁舎5階)

ウ 申請用紙 秋田市企画調整部情報政策課又は秋田市ホームページから入手のこと

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を送付する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知の送付により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果通知の送付については、平成19年2月26日(月)午後に行う。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部情報政策課情報化担当
電話 018-866-2013

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託名 下新城児童室管理業務

(2) 委託場所 下新城児童室（下新城小学校内）

(3) 委託内容 下新城小学校玄関に管理人を配置し、来校者へ対応するとともに、校舎内外の巡回等を行う。

(4) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
日曜日、祝日、年末年始および児童室の臨時休館日を除く。ただし、児童室が開館するときは、この限りではない。

(5) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ 児童の健全育成を目的とする児童室の特殊性を認識し、本業務を適切に遂行するに足る能力を有する者であること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日 時 平成19年3月16日(金) 午前9時30分

(2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 契約日 平成19年3月20日(火)

(4) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、平成19年3月5日(月)午後4時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書 ※写し可能

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の事業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月5日(月)までの土曜日および日曜日を除く、毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室もしくは、秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年3月9日(金)に行く。

5 仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 2月23日(金)から3月5日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会生涯学習室

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当
電話 018-826-9048

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託名

秋田市雄和地域活動センター管理業務委託

(2) 委託場所

秋田市雄和妙法字上大部48-1

秋田市雄和地域活動センター

(3) 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで。

2 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

(2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であり、過去3年以内に秋田県内の法人や自治体での同等な業務の受注実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 日時 平成19年3月15日(木) 午後2時30分

(2) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市財政部契約課入札室(秋田市役所本庁舎3階)

(3) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参

加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行は2回を限度とする。

4 入札保証金に関する事項

本入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、見積もった金額の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

5 入札の無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

6 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加者は、平成19年3月1日(木)までに次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。また、その審査において入札保証金を免除する場合がある。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。

エ 登記事項証明書(個人営業の方は住民票)

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月21日(木)から平成19年3月1日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 受付場所 秋田市雄和妙法字上大部48-1

秋田市雄和市民センター総務班

ウ 申請用紙 秋田市雄和市民センター総務班もしくは、秋田市ホームページから入手すること。

7 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年3月7日(木)午

後に行う。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成19年2月21日(水)から3月1日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市雄和市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市雄和市民センター総務班総務担当
電話 018-886-5511

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市河辺地域活動センター管理業務委託
- (2) 委託場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2
秋田市河辺地域活動センター
- (3) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで。

2 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
- (2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であり、過去3年以内に秋田県内の法人や自治体での同等な業務の受注実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 日時 平成19年3月15日(木) 午後2時
- (2) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市財政部契約課入札室
(秋田市役所本庁舎3階)

(3) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行は2回を限度とする。

4 入札保証金に関する事項

本入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、見積もった金額の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

5 入札の無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

6 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加者は、平成19年3月1日(木)までに次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。また、その審査において入札保証金を免除する場合がある。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。

エ 登記事項証明書(個人営業の方は住民票)

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月21日(水)から平成19年3月1日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 受付場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2

秋田市河辺市民センター総務班

ウ 申請用紙 秋田市河辺市民センター総務班もしくは、秋田市ホームページから入手すること。

7 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年3月7日(水)午後に行う。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成19年2月21日(水)から3月1日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市河辺市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

9 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市河辺市民センター総務班総務担当

電話 018-882-5221

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 内 容	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
秋田市国際交流マスタープラン冊子、パンフレット作成業務委託	業務委託の概要 ①秋田市国際交流マスタープラン、冊子制作印刷製本 ②秋田市国際交流マスタープラン、パンフレット作成、印刷	平成19年3月5日～ 平成19年3月30日	次の①から④の要件を満たすこと ①過去5年間に国および県・市の委託を受け、行政計画の冊子等作成業務の実績を有すること ②原稿作成にあたりデザインを含め全て自社で行えること ③秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること ④租税に滞納がないこと

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成19年3月5日(月) 午後4時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
市役所本庁舎3階 契約課入札室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成19年3月5日(月)
- (5) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年2月28日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
 - ウ 納税証明書
 - ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
 - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - ・秋田市に納めた固定資産税（申請日が属する月において、納付期限が到来している期の方までの直近4期分の証明書）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合

は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

- エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）
 - ・申込日から3カ月以内に発行されたもの

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成19年2月22日(木)から平成19年2月28日(水)までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市企画調整部企画調整課
- ウ 申請用紙 秋田市企画調整部企画調整課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月6日(火)午後12時に郵送する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成19年2月22日(木)から平成19年2月28日(水)までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市企画調整部企画調整課
住所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所 2階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部企画調整課 電話 018-866-2033

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定によ

り、平成18年11月10日付け秋田市指令第8347号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年2月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市保戸野千代田町2番43号
三光不動産株式会社 代表取締役 岩 本 竜 大
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市濁川字家ノ前1番26、25番6、25番7および25番16

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年2月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市川尻上野町2番23号
杉 山 君 子
- 2 道路位置指定箇所
秋田市茨島二丁目282番4
- 3 道路幅員 5.00～5.02メートル
- 4 道路延長 34.90メートル
- 5 指定年月日および番号
平成19年2月22日 第4号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

- 1 入札に付する事項
(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

業務委託名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
太平山自然学習センター食事提供等業務委託	秋田市仁別字マンタラメ227-1	平成19年4月1日～平成20年3月31日	次の①から③の要件を満していること。 ①当センターと同規模以上の施設で当該業務に実績があること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。 ③租税に滞納がないこと。
太平山自然学習センター設備保守点検業務委託	太平山自然学習センター「まんたらめ」		
太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託			

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
イ 本市の指名停止又は、入札参加資格停止期間中でないこと。

- 2 入札に関する事項

平成19年2月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画公園 2・2・238号 御所野第5街区公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市四ツ小屋小阿地字狸崎
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成19年2月22日から平成19年3月8日

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成19年2月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画高度利用地区 駅前
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市中通二丁目
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成19年2月22日から平成19年3月8日

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 入札の日時 平成19年3月13日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市仁別字マンタラメ227-1
太平山自然学習センター「まんたらめ」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成19年3月19日(月)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、

入札に参加すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

入札行為の委任 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。※入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務実績調書（様式2（省略））

ウ 納税証明書（写し可）※秋田市の平成18年度庁舎清掃業者等登録名簿の登録業者は不要

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成18年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でもよい

エ 登記簿謄本（写し可）※秋田市の平成18年度庁舎清掃業者等登録名簿の登録業者は不要

法人 商業登記簿謄本（申請日前3か月以内のもの）

個人 身分証明書（申請日前3か月以内のもの）

オ その他 食事提供等業務に参加する者は、3食（朝500円・昼500円・夕700円）の献立表（食材名・数量・栄養価等が記載されていること。）

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月22日(木)から平成19年3月1日(木)までの休館日（2月26日の月曜日）を除く毎日で、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」

ウ 参加申込書 太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成19年3月6日(火)にFAXで送付する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成19年2月22日(木)から平成19年3月8日(木)までの休館日（2月26日の月曜日）を除く毎日で、時間は午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」事務室
所在地 秋田市仁別字マンタラメ227-1

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
太平山自然学習センター「まんたらめ」
電話 018-827-2171

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市農林部農林総務課

2 閲覧期間 平成19年2月26日から

平成19年3月15日まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託名 秋田市立小学校警備業務委託

(2) 委託場所 秋田市立小学校（47校）

(3) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで。
常駐は平成19年4月6日からとする。

土曜日・日曜日・祝日および夏季・秋季・冬季・春季休業期間等を除く。

ただし、学校で必要とした場合はこの限りではない。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

イ 常駐警備について、過去3年以内に秋田県内の法人や自治体での受注実績があること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。

エ 警備業法（昭和47年法律第117号）第3条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認

定を受けていること。

オ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成19年3月12日(月) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成19年3月14日(水)

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込に関する事項

(1) 本入札に参加を希望するものは、平成19年3月5日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能

オ 警備業認定書の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月5日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市教育委員会学事課

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役所ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合

がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年3月7日(水)に行う。

5 仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 2月23日(金)から3月5日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託名 河辺学校給食センター・雄和学校給食センター
ごみ収集、運搬業務委託

(2) 委託場所 秋田市立河辺学校給食センター、秋田市立雄和学校給食センター

(3) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 入札参加要件

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、秋田市一般廃棄物（ごみ）収集許可業者であること。

イ 過去3年以内に秋田市内の法人や自治体での受注実績があること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。

エ 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

オ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成19年3月16日(金) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成19年3月20日(火)

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする

3 入札参加申込に関する事項

(1) 本入札に参加を希望するものは、平成19年3月5日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書(写し可能)に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)※写し可能

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月5日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号

秋田市教育委員会学事課

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役所ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年3月12日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 2月23日(金)から3月5日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当

電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託名 電気・機械設備保守委託

委託場所 秋田市千秋明徳町4番4号

秋田市立中央図書館明徳館

委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

入札参加要件 ①秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

②設備管理(電気、冷暖房空調、給排水衛生設備)の保守、点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績があること。

③租税に滞納がないこと。

④地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

⑤本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年3月22日(休) 午前9時30分

入札の場所 秋田市千秋明徳町4番4号

秋田市立中央図書館明徳館 2階 研修ホール

入札保証金 免除

契約日 平成19年3月26日(月)

注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月8日(休)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 電気・機械設備保守業務経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(平成18年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。

エ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月8日(木)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
- イ 受付場所 秋田市千秋明徳町4番4号
秋田市立中央図書館明徳館
- ウ 申請用紙 秋田市立中央図書館明徳館から入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月20日(火)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成19年2月23日(金)から平成19年3月8日(木)

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教ス 第7号 八橋陸上競技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園1番10号	平成19年4月1日～平成20年3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 建設業法に定める1級又は2級造園施行管理技士を有する者 3 サッカーおよびラグビー等の公式試合が行えるスポーツターフの維持管理業務において、過去5年間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者
教ス 第8号 八橋球技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園1番1号		
教ス 第9号 八橋健康広場および第2球技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園内		
教ス 第10号 スポパークかわべ芝生等管理業務委託	秋田市河辺岩見字萱森上野17番地2		

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年3月22日(木) 午前9時から
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成19年3月28日(水)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある

までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市立中央図書館明徳館
住所 秋田市千秋明徳町4番4号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市立中央図書館明徳館
電話 018-832-9220 小室又は幡江、安田

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

ときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月8日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
イ 業務内容調査(様式2(省略))
イ) 商号(名称)および代表者氏名
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する。
(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)

(ウ) 有資格者
指定した資格ごとの人数を記入する。(有資格証明書の写しを添付すること。)

ウ 営業経歴書
営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類

エ 業務受注状況調
提出期日現在までの業務受注状況(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績並びに施設で開催された各種競技大会の規模・実績等がわかるものを添付すること。)

オ 納税証明書
(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)

(2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年3月1日(休)から平成19年3月8日(休)

までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月19日(月)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成19年3月1日(休)から平成19年3月8日(休)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
住所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教ス 第11号 八橋運動公園内体育施設夜間照明設備保守点検業務委託	秋田市八橋運動公園内	平成19年4月1日～平成20年3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 電気工事士法に定める第1種電気工事士と同程度以上の資格者を有する者
教ス 第12号 市民グラウンド夜間照明設備保守点検業務委託	秋田市新屋豊町153-1外		

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年3月22日(休) 午前10時20分から
入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
入札保証金 免除

契 約 日 平成19年3月28日(休)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月8日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務内容調書（様式2（省略））

エ 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

イ 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する。（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）

ウ 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する。（有資格証明書の写し添付すること。）

エ 営業経歴書

営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類

オ 業務受注状況調

提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。）

カ 納税証明書

エ 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

イ 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

ウ 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月19日(月)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
住所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教ス 第13号 秋田市立体育館電気・機械設備等保守管理業務委託	秋田市八橋本町六丁目12番20号	平成19年4月1日～平成20年3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 電気工事士法に定める第1種電気工事士および労働安全衛生法に基づく2級ボイラー技士と同程度以上の資格者を有する者
教ス 第14号 秋田市立体育館消防用設備および非常用発電設備保守点検業務委託			1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 電気工事士法に定める特殊電気工事資格者（非常用予備発電装置工事）と同程度以上の資格者を有する者 3 消防法に定める消防設備士又は消防設備点検資格者を配置しており、消防用設備等点検済表示ができること

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 - ア 租税に滞納がないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年3月22日(木) 午前11時から
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成19年3月28日(水)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月8日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 業務内容調書(様式2(省略))
 - (ア) 商号(名称)および代表者氏名
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
 - (イ) 従業員数
提出日現在における従業員数を区分別に記入する。(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)
 - (ウ) 有資格者
指定した資格ごとの人数を記入する。(有資格証明書の写しを添付すること。)
 - ウ 営業経歴書
営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類
 - エ 業務受注状況調
提出期日現在までの業務受注状況(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。)
 - オ 納税証明書
 - (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教ス 第15号 体育施設塵芥収集運搬業	秋田市八橋本町 六丁目12-20外	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	1 秋田市環境部の一般廃棄物収集運搬許可業者であること。

- の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- カ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
- ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月19日(月)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
住所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

務委託		2 塵芥収集車（特殊車）を2台以上保有し、運転手および作業員を4名以上雇用していること。
-----	--	--

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 租税に滞納がないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年3月22日(木) 午前11時40分から
 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契約日 平成19年3月28日(水)

- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月8日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 業務内容調書（様式2（省略））
 - ア 商号（名称）および代表者氏名
 法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
 - イ 従業員数
 提出日現在における従業員数を区分別に記入する。（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）
 - ウ 営業経歴書
 営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類
 - エ 業務受注状況調
 提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しおよび年間実績がわかるものを添付すること。）
 - オ 納税証明書
 - ア 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - イ 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - ウ 秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合

- は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
 - カ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）
- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月19日(月)までに行なう。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成19年3月1日(木)から平成19年3月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
 住所 秋田市山王二丁目1番53号
 山王21ビル4階
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
 電話 018-866-2247

秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画臨港地区の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年2月27日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類および名称
 秋田都市計画臨港地区 秋田港臨港地区
- 2 都市計画の縦覧場所
 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。
 委 託 名 土崎図書館機械設備保守管理業務委託
 委託場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
 秋田市立土崎図書館
 委託期間 平成19年 4月1日から平成20年 3月31日まで
 入札参加要件 ①秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
 ②過去5年の間に同規模の機械設備保守管理業務の実績があること。
 ③租税に滞納がないこと。
- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年 3月26日(月) 午後2時
- 入札の場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
 秋田市立土崎図書館 2階 研修室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成19年 3月28日(水)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年 3月7日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 イ 機械設備保守管理業務経歴書(様式2(省略))
 ・契約書の写しを添付
 ウ 納税証明書
 ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教委総務課 第8号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託(北部地域)	秋田市北部地域に位置する 秋田市立小学校8校 秋田市立中学校5校	平成19年 4月1日～ 平成20年 3月31日	(教委総務課第8号から第13号共通) 次の①から④の要件をいずれも満たすこと。 ①秋田県消防設備保守協会の表示登録会員であること。 ②市内に表示登録された本社又は営業所等を有する者であること。 ③次の各「類」ごとの消防設備士(第1類、
教委総務課 第9号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務	秋田市南部地域およびその 近隣地区に位置する 秋田市立小学校6校	平成19年 4月1日～ 平成20年 3月31日	

- ・秋田市に納めた法人市民税
- ・秋田市に納めた固定資産税(平成18年度分)
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。
- エ 登記簿謄本
- (2) 申込書等の提出
 申込書等の提出は持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成19年 2月27日(火)から平成19年 3月7日(水)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
 イ 受付場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
 秋田市立土崎図書館
 ウ 申請用紙 秋田市立土崎図書館、又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
 (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年 3月20日(火)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は、平成19年 2月27日(火)から平成19年 3月7日(水)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
 (2) 閲覧・貸出場所 秋田市立土崎図書館
 住所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号
- 6 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市立土崎図書館
 電話 018-845-0572

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 2月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

委託（南部地域）	秋田市立中学校4校		第4類、第5類、第6類、第7類）が代表者又は社員として市内の本社、営業所等に合わせて2名以上在籍していること。 なお、上記の資格を有する消防設備士2名以上でこの各「類」をすべて満たしていること。 ④租税に滞納がないこと。
教委総務課 第10号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託（東部地域）	秋田市東部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校8校 秋田市立中学校4校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	
教委総務課 第11号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託（西部地域）	秋田市西部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校10校 秋田市立中学校4校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	
教委総務課 第12号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託（中央地域）	秋田市中央地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校8校 秋田市立中学校3校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	
教委総務課 第13号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託（河辺、雄和地域）	秋田市河辺地域および雄和地域に位置する 秋田市立小学校8校 秋田市立中学校3校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	
教委総務課 第14号 秋田市立小・中学校浄化槽保守点検業務委託（北部地域）	秋田市北部地域に位置する 秋田市立小学校4校 秋田市立中学校1校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	（教委総務課第14号から第16号共通） 次の①、②の要件をいずれも満たすこと。 ①秋田市浄化槽保守点検登録業者であること。 ②租税に滞納がないこと。
教委総務課 第15号 秋田市立小・中学校浄化槽保守点検業務委託（東部地域）	秋田市東部地域に位置する 秋田市立小学校5校 秋田市立中学校2校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	
教委総務課 第16号 秋田市立小・中学校浄化槽保守点検業務委託（南部、西部地域）	秋田市南部地域、西部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校5校 （旧小学校の1施設含む。） 秋田市立中学校3校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	
教委総務課 第33号 秋田市立小・中学校水処理装置保守点検業務委託	川尻小学校、四ツ小屋小学校、下浜小学校、将軍野中学校	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	次の①から③の要件をいずれも満たすこと。 ①井水関係設備の保守又は施工に関し、公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。 ③租税に滞納がないこと。
教委総務課 第34号 秋田市立小・中学校プール循環ろ過装置保守点検業務委託（北部、中央地域）	秋田市北部地域、中央地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校19校 秋田市立中学校10校	平成19年4月1日～ 10月31日	（教委総務課第34号、第35号共通） 次の①から③の要件をいずれも満たすこと。 ①プール循環ろ過装置の保守又は施工に関し、公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。 ③租税に滞納がないこと。
教委総務課 第35号 秋田市立小・中学校プール循環ろ過装置保守点検業務委託（南部、西部地域）	秋田市南部地域、西部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校19校 秋田市立中学校10校	平成19年4月1日～ 10月31日	
(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件 ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。		イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 2 入札に関する事項	

入札の日時 平成19年3月22日(木)
 教委総務課第8号から第13号 午前9時30分
 教委総務課第14号から第16号 午前10時30分
 教委総務課第33号 午前11時
 教委総務課第34号、第35号 午前11時10分

入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号
 秋田市文化会館4階「第2会議室」

入札保証金 免除

契約日 平成19年3月28日(木)

注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月8日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

1) 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

2) ア 消防用保守点検業務委託の申込者

- ・秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し
 ※表示登録の有効期限については、平成20年3月31日まで継続していること。なお、現在の登録が委託期間の途中で満了となる場合は、登録更新手続きをしたうえで有効期限を更新中であることの証明書を提出のこと。
- ・消防設備士(第1類、第4類、第5類、第6類、第7類)の免状(表裏)の写し
- ・上記資格を有する消防設備士が、代表者又は社員として市内の本社、営業所等に2名以上在籍し、この各「類」すべてを満たしていることを証明できるもの。

イ 浄化槽保守点検業務委託の申込者
 秋田市浄化槽保守点検登録通知の写し

ウ 水処理装置保守点検業務委託およびプール循環ろ過装置保守点検業務委託の申込者
 保守業務実績調書(様式2(省略))又は工事施工実績調書(様式3(省略))
 ※保守業務の実績がある場合は、保守業務実績調書(様式2(省略))を優先すること。

3) 納税証明書

- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
- ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
- ・秋田市に納めた固定資産税(平成18年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお

知らせ」の提出でも結構

4) 登記簿謄本(消防用保守点検業務委託および浄化槽保守点検業務委託の申込者は不要)

(2) 申込書等の提出
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月28日(木)から平成19年3月8日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月19日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成19年2月27日(火)から平成19年3月20日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
 住所 秋田市山王二丁目1番53号
 山王21ビル3階

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市教育委員会総務課施設担当
 電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年2月27日

秋田市長 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。
- 委託名 新屋図書館機械設備保守管理業務委託
 委託場所 秋田市新屋大川町12番26号
 秋田市立新屋図書館
 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 入札参加要件 ①秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
 ②過去5年の間に同規模の機械設備保守管理業務の実績があること。
 ③租税に滞納がないこと。
- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年3月26日(月) 午前10時

入札の場所 秋田市新屋大川町12番26号
秋田市立新屋図書館 研修室

入札保証金 免除

契約日 平成19年3月28日(水)

- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月7日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 機械設備保守管理業務経歴書(様式2(省略))

- ・契約書の写しを添付

ウ 納税証明書

- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
- ・秋田市に納めた法人市民税
- ・秋田市に納めた固定資産税(平成18年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。

エ 登記簿謄本

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月27日(火)から平成19年3月7日(水)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市新屋大川町12番26号

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第10号	秋田市豊岩豊巻・小山・石田坂農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市豊岩地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第11号	秋田市外旭川笹岡農業集落排水処理施設維持	秋田市外旭川笹岡地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載

秋田市立新屋図書館

ウ 申請用紙 秋田市立新屋図書館、又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年3月20日(火)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成19年2月27日(火)から平成19年3月7日(水)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
(2) 閲覧・貸出場所 秋田市立新屋図書館
住所 秋田市新屋大川町12番26号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市立新屋図書館
電話 018-828-4215

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、平成18年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年2月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
賦課対象区域

河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺北野田高屋字小高、河辺北野田高屋字榑表、河辺北野田高屋字前田および河辺北野田高屋字務沢の各一部(別添図面(省略))に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地)

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成19年2月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

	管理業務委託			
第12号	秋田市下北手寒川農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下北手寒川地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載
第13号	秋田市下新城北部・南部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下新城地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第14号	秋田市上新城農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上新城地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第15号	秋田市上北手東部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下北手東部地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載
第16号	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第17号	秋田市河辺赤平・下三内農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺赤平・下三内地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第18号	秋田市雄和新波・萱ヶ沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和新波・萱ヶ沢地区地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第19号	秋田市雄和向野農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和向野地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第20号	秋田市雄和戸賀沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和戸賀沢地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること
第21号	秋田市雄和種平農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和種平地内	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年3月6日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成19年3月8日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市浄化槽保守点検業者に登録があること。
- (2) 過去2年間に地方自治体もしくは、民間企業に対し、農業集落排水処理施設維持管理業務もしくは、合併浄化槽維持管理業務の実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- (6) 入札参加要件欄に※印がある委託業務は浄化槽技術管理者の資格者を有する業者でなければならない。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年2月28日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方
- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 - (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
 - (ウ) 技術者経歴書(様式3(省略))
 - (エ) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
- イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方
- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
 - (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
 - (ウ) 技術者経歴書(様式3(省略))
 - (エ) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
 - (オ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日を基準として3ヶ月以内に発行されたものに限る)個人にあっては営業の事実を証する書類
 - (カ) 直近の事業年度の法人市民税(個人営業の方は個人市民税)、事業所税の納税証明書(領収書の写しまたは口座振替済通知書の写しでも可)
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年2月16日(金)から平成19年2月28日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成19年2月16日(金)から平成19年3月5日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成19年2月23日
秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第24号	秋田市河辺・雄和地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市河辺戸島字本町41-3他65箇所	平成19年4月1日 平成20年3月31日	次の①と②の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市に機械器具設置工事で登録しており、秋田市内に本社を有していること ②本業務の従事者は次の資格を有すること ・第二種酸素欠乏危険作業主任者 ・第二種電気工事士 (基本的要件については別に記載)
第25号	秋田市中心部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田手形新栄町地内他47箇所	平成19年4月1日 平成20年3月31日	
第26号	秋田市南部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市茨島二丁目1番地内他55箇所	平成19年4月1日 平成20年3月31日	
第27号	秋田市北部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市金足小泉上前1地内他46箇所	平成19年4月1日 平成20年3月31日	
第28号	秋田市仁別・下浜地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市仁別字小水沢地内他9箇所	平成19年4月1日 平成20年3月31日	
第29号	秋田市山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託	秋田市八橋南一丁目8-1地内(秋田市山王雨水排水ポンプ場)	平成19年4月1日 平成20年3月31日	
第30号	ポンプ場保守点検業務委託	金照寺山ポンプ場他33箇所	平成19年4月1日 平成20年3月31日	次の①と②の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市に機械器具設置工事で登録しており、秋田市内に本社を有していること

				②本業務の従事者は次の資格を有すること ・第二種電気工事士 (基本的要件については別に記載)
--	--	--	--	--

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年 3 月13日(火) 午前10時30分
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局豊岩浄水場1階会議室
 入札保証金 免除
 契約日 平成19年 3 月15日(木)
 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年 3 月7日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない
 ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 イ 直近の経営事項審査結果通知書の写し
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申込書等の受付

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第31号	八橋下水道終末処理場ほか羽川・金足・仁別浄化センター水質等分析業務委託	八橋下水道終末処理場・羽川浄化センター・金足浄化センター・仁別浄化センター	平成19年 4 月1日から平成20年 3 月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①計量証明事業者の登録を(事業区分濃度)しており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ②過去5年間に秋田県内の下水道処理施設等において水質分析の業務実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- 申込書は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成19年 2 月23日(金)から平成19年 3 月7日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申込書・入札書・委任状等
 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年 3 月9日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年 2 月23日(金)から平成19年 3 月12日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成19年 2 月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

第32号	水質分析委託（農薬類検査業務）	仁井田・豊岩・松渕浄水場	平成19年4月1日から平成19年10月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①厚生労働省の「水質検査機関」に登録があり、検査を行う事業所の所在地が秋田市内にあること。 ②過去5年間に秋田県内で水道法第20条に係わる水質検査の実績があること。 （基本的要件については別に記載）
第33号	水質分析委託（ダイオキシン類・水質基準項目等検査業務）	仁井田・豊岩・雄和・仁別浄水場・市内各給水栓	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	
第34号	水質検査委託（雄和・河辺地区水質基準項目等検査業務）	河辺地区並びに雄和地区浄水場・給水栓	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年3月13日(火) 午前11時
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成19年3月15日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 租税に滞納がないこと。
 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (3) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月7日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。又、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方
- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
 - (イ) 契約実績調書（様式2（省略））
 - (ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し
- イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方
- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
 - (イ) 契約実績調書（様式2（省略））
 - (ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し
 - (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を

基準として3ヶ月以内に発行されたものに限る）

(ウ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月7日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年2月23日(金)から平成19年3月12日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成19年2月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
単価 第1号	八橋下水道終末処理場 脱水ケーキ運搬業務委託	八橋下水道終末処理場 (秋田市八橋本町六丁目12番15号)	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること ①廃棄物処理法、第14条第1項に規定する収集運搬業の秋田市についての許可業者 ②最大積載量8t以上10t以下のダンプトラック(全長9.3m、全幅2.6m、全高3.4m以下)を2台以上を配備できること。また、荷台を密閉式(シート不可)とすること (基本的要件については別に記載)
単価 第2号	八橋下水道終末処理場 沈砂・し渣運搬業務委託	八橋下水道終末処理場 (秋田市八橋本町六丁目12番15号)	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること ①廃棄物処理法、第7条第1項に規定する収集運搬業の秋田市についての許可業者 ②アームロール車(荷台を高さ1.9m以下の8㎡コンテナとする)を有していること (基本的要件については別に記載)

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年3月13日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
 契約日 平成19年3月15日(木)
 入札金額 入札書には、1tあたりの単価を記載すること。
 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 過去2年間に地方自治体もしくは、民間企業に対し一般廃棄物もしくは、産業廃棄物の搬出の実績があること。
 (2) 租税に滞納がないこと。
 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年3月7日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。又、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 契約実績調書(様式2(省略))

(ウ) 廃棄物処理法、第14条第1項に規定もしくは、第7条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 契約実績調書(様式2(省略))

(ウ) 廃棄物処理法、第14条第1項に規定もしくは、第7条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日を基準として3ヶ月以内に発行されたものに限る)個人にあっては営業の事実を証する書類

(オ) 直近の事業年度の法人市民税(個人営業の方は個人市民税)、事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月7日(水)

までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年2月23日(金)から平成19年3月12日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成18年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年2月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

賦課対象区域

飯島鼠田一丁目、將軍野青山町、新藤田字高梨台、八橋イサノ一丁目、八橋南一丁目、泉三嶽根、手形字扇田、手形字西谷地、茨島四丁目、茨島六丁目、仁井田新田二丁目、仁井田瀉中町、新屋町字関町後、四ツ小屋字下川原、四ツ小屋字笹葉、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋末戸松本字堂ノ前および下浜羽川字家ノ腰の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地）